

資料 1

群馬県第五種共同漁業権の免許について

漁業法（抜粋）

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（内水面漁場管理委員会）

第一百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

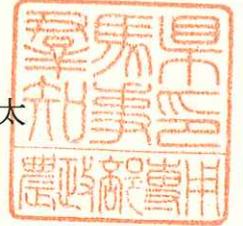
(写)

蚕園第30282-2号

令和5年7月12日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 様

群馬県知事 山本 一太
(蚕糸園芸課)



第五種共同漁業権の免許について (諮問)

このことについて、令和5年4月21日付け告示第136号の内水面漁場計画に基づき別添のとおり免許申請がありましたので、漁業法第一百七十一条第4項を準用する同法第七十条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

担当 農政部蚕糸園芸課水産係
電話 : 027-226-3095
FAX : 027-243-7202

令和5年4月21日群馬県告示第136号 第五種共同漁業の免許申請者一覧

番号	公示番号	申請者	漁場の区域	漁場の位置	漁業の名称	存続期間
1	共第1号	利根漁業協同組合	渋川市赤城町綾戸から上流の利根川他	沼田市、みなかみ町、片品村、川場村、昭和村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	令和5.9.1 ～ 令和15.8.31
2	共第2号	阪東漁業協同組合	渋川市赤城町綾戸から坂東大堰上流端までの利根川他	渋川市、東吾妻町、吉岡町	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	〃
3	共第3号	群馬東毛漁業協同組合	坂東大堰上流端から五料端までの利根川、広瀬川他	渋川市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、桐生市、吉岡町、玉村町、榛東村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう、なまず	〃
4	共第4号	吾妻漁業協同組合	金井発電所取水口の堰堤上流端から上流の吾妻川他	東吾妻町、中之条町、高山村、長野原町、草津町、嬭恋村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	〃
5	共第5号	上州烏川漁業協同組合	烏川、碓氷川、鑄川、鮎川他	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町、甘楽町、下仁田町、南牧村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう、わかさぎ	〃
6	共第6号	南甘上野村漁業協同組合	神流町柏木より上流の神流川他	神流町、上野村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、うぐい、うなぎ、かじか	〃
7	共第7号	神流川漁業協同組合	神流町柏木から渡戸橋下流端までの神流川、三波川他	藤岡市、神流町、埼玉県秩父市、埼玉県神川町	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、わかさぎ	〃
8	共第8号	東毛漁業協同組合	早川、蛇川、石田川他	太田市、伊勢崎市	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、うなぎ	〃
9	共第9号	両毛漁業協同組合	桐生川合流より上流の渡良瀬川他	桐生市、みどり市、栃木県足利市	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	〃
10	共第10号	両毛漁業協同組合	桐生川他	桐生市、栃木県佐野市、栃木県足利市	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	〃
11	共第11号	邑楽漁業協同組合	谷田川、板倉川他	館林市、板倉町、明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須市	こい、ふな、うなぎ、なまず	〃
12	共第12号	近藤沼漁業協同組合	近藤沼、近藤川	館林市	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ	〃
13	共第13号	日向漁業協同組合	多々良沼、多々良川他	館林市、邑楽町	こい、ふな、うなぎ	〃
14	共第14号	城沼漁業協同組合	城沼、古城沼、鶴生田川他	館林市	こい、ふな、うなぎ、もつご	〃
15	共第15号	利根漁業協同組合	ヨッピー川他	片品村	ます(やまめ、いわなを含む)	〃
16	共第16号	赤城大沼漁業協同組合	赤城大沼、覚満川	前橋市	こい、ふな、うぐい、わかさぎ	〃
17	共第17号	榛名湖漁業協同組合	榛名湖	高崎市	ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、わかさぎ	〃

下線：共同申請における代表者

第五種共同漁業の漁場概略図及び申請者一覧

① 利根漁協	⑧ 東毛漁協
② 阪東 〃	⑨ 両毛 〃
③ 群馬 〃	⑩ 両毛 〃
東毛 〃	⑪ 邑楽 〃
④ 吾妻 〃	⑫ 近藤沼 〃
⑤ 上州 〃	⑬ 日向 〃
烏川 〃	⑭ 城沼 〃
⑥ 南甘 〃	⑮ 利根 〃
上野村 〃	⑯ 赤城大沼 〃
⑦ 神流川 〃	⑰ 榛名湖 〃



主な漁場の区域	
漁場の境界	
漁場番号	① ~ ⑰
他県知事免許漁場	

共同漁業権及び区画漁業権の免許すべき者の審査基準

蚕園第 30283—2 号

令和 5 年 4 月 6 日

群馬県農政部蚕糸園芸課

1 目的

この判断基準は、令和 5 年度における共同漁業権及び区画漁業権免許の切替えにあたり、漁業法（以下「法」という。）第 73 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、免許すべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

2 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第 72 条第 2 項第 2 号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

3 区画漁業権における審査基準

(1) 団体漁業権の場合

団体漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第 72 条第 2 項第 2 号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

(2) 個別漁業権の場合

同一の漁業権において、複数の申請があった場合かつ法第 72 条第 2 項第 1 号に掲げる以外の場合においては、法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を免許すべき者とする。「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」か否かの判断にあたっては、次の（ア）～（ウ）に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取り組みが計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業権免許申請書に添付の事業計画書により審査する。

(ア) 漁業生産の増大

- ・生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込める。

(イ) 漁業所得の向上

生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取り組みが検討されており、実現が可能であると見込めるか。

(ウ) 就業機会の確保

従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。